

呉市産業マイスター表彰制度運用基準

(趣旨)

第1条 呉市産業マイスター表彰制度の運用については、呉市産業マイスター表彰実施要綱（平成15年8月1日実施。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この基準に定めるところによる。

(特別基準)

第2条 要綱第2条第1項の「全国大会相当」とは、大会の規模、参加者等により、県大会や中国地区大会であっても、該当するものとみなすことができる。

2 要綱第2条第2項の「市長が特に認める者」とは、次に掲げる者とする。

- (1) 市外居住者であっても、就業期間の全て又は大部分の期間において市内に居住しており、市内居住者と同等に取り扱うことが適切であると認められ、同条第1項の要件を満たす者。
- (2) 全国大会相当の品評会又は技能競技会に入賞することと同等な技能資格等を有しており、他の技能者の模範と認められる者。
- (3) その他本制度の趣旨に則し、表彰することが適切であると認められる者。

(選考基準)

第3条 呉市産業マイスター表彰の候補者選考については、各部門の部ごとに、それぞれ次の順に照らして選考を行うものとする。

(1) 農林水産業部門

ア ブランド化推進の部

- (ア) 技能の優秀さ
- (イ) 製品の品質の高さ
- (ウ) 製品の知名度の高さ

イ 品評会入賞の部

- (ア) 大会又は資格についての主催者団体、規模等の妥当性
- (イ) 入賞又は資格内容の妥当性

(2) 製造業部門

ア 熟練技能の部

- (ア) 技能の優秀さ
- (イ) 技能資格等の有無
- (ウ) 同一職種の仕事年数
- (エ) 市内の企業における勤務年数
- (オ) 年齢

- イ 技能大会入賞の部
 - (ア) 大会又は資格についての主催者団体，規模等の妥当性
 - (イ) 入賞又は資格内容の妥当性
 - (3) サービス業部門
 - ア 熟練技能の部
 - (ア) 技能の優秀さ
 - (イ) 技能資格等の有無
 - (ウ) 同一職種の従事年数
 - (エ) 市内の企業における勤務年数
 - (オ) 年齢
 - イ 技能大会入賞の部
 - (ア) 大会又は資格についての主催者団体，規模等の妥当性
 - (イ) 入賞又は資格内容の妥当性
 - (4) 特別賞部門
 - ア 農林水産業の部
 - (ア) 製品の知名度
 - (イ) 地域の産品としての品質の高さ
 - (ウ) 地域への貢献度
 - イ 製造業の部
 - (ア) 技術力の高さと事業所・店舗の知名度
 - (イ) 事業の継続年数
 - (ウ) 地域への貢献度
 - ウ サービス業の部
 - (ア) 老舗店としての事業所・店舗の地名度
 - (イ) 事業の継続年数
 - (ウ) 地域への貢献度
- (受賞者の決定の取消し)

第4条 市長は次の各号のいずれかに該当すると認められた時は，受賞者の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により受賞の決定を受けたとき。
- (2) 受賞者本人の責めに帰すべき行為により著しく名誉若しくは信用を失墜したと認めるとき。
- (3) その他市長が特に不適當と認められたとき。

付 則

この基準は，平成16年6月1日から実施する。

改正 平成28年9月14日

平成30年11月26日